年　　月　　日

秘書広報課長　　様

申請者（世帯責任者）

住所

氏名

電話　(　　　　)　　―

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（注）本人が自署（手書き）する場合は押印不要。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（本人が自署しない場合は押印が必要）

武雄市定住特区補助金事前申込書

　武雄市への定住を予定していますので、定住特区補助金の事前申込みをいたします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 申請予定日 | 年　　月　　日 |
| 転入(予定)年月日 | 年　　月　　日 |
| 転入前の住所 |  |
| 世帯の状況※新住宅への入居予定者 | 続柄 | 氏名 | 年齢 | 備考 | 続柄 | 氏名 | 年齢 | 備考 |
|  |  | 　 |  |  |  | 　 | 　 |
|  | 　 | 　 |  |  |  | 　 | 　 |
|  | 　 | 　 |  |  |  | 　 | 　 |
|  | 　 | 　 |  |  |  | 　 | 　 |
| 住宅取得・賃借の種別 | 新築・中古住宅購入・空き家購入・空き家賃借 |
| 住宅の所在地 | 武雄市　　　　町大字　　　　　　　　番地（行政区　　　　　　　） |
| 住宅建築請負契約又は売買契約日（予定） | 年　　月　　日 |
| 空き家賃借期間（予定） | 　年　　月　　日～　　　年　　月　　日 |
| 定住奨励金 | あり |
| 子育て支援加算金 | あり・なし |
| ハブ都市推進加算金 | あり・なし |
| 要件確認欄　※すべての要件に該当しないと補助は受けられません。□　１　市外からの転入または以前武雄市民であって、３年以上武雄市外に居住して再転入である。□　２　転入時の世帯責任者の年齢が５０歳未満である。左記年齢を超える場合は、配偶者の年齢が５０歳未満である。□　３　住宅の所在地が定住特区補助金対象区域である。対象地区→橘町、若木町、武内町、東川登町、西川登町、山内町の一部（犬走区、踊瀬区、鳥海区）北方町の一部（久津具区、杉岳区、椛島区、白仁田区、永池区）□　４　転入から２年以内に住宅の新築または購入、空き家の賃貸をし、住民票を新住所に定め、市へ補助金を申請する。□　５　（住宅取得の場合）世帯責任者が住宅建築請負契約または売買契約をし、建物の登記名義人となる。　　　　（空き家賃貸の場合）　　　　　世帯責任者が賃貸借契約をし、賃借期間が５年以上である。空き家は個人が居住を目的として建築したもので、個人が所有するもの。* ６　定住の意思があり、地域コミュニティに積極的に参加する。
 |

　※この申込みは補助を確約するものではありません。